

坂東PA関連事業に関する整備方針検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 坂東PA関連事業に関する整備方針に関し、専門的知識及び経験を有する者、市民並びに関係団体等から広く意見を聞き、市民サービスの向上及び健全かつ効率的な運営に資するため、坂東PA関連事業に関する整備方針検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 坂東PA関連事業に関する整備方針に係る調査及び審議
- (2) その他坂東PA関連事業に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、坂東PA関連事業に関する整備方針が決定するまでとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(オブザーバー)

第4条 委員会に、委員のほかオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、国土交通省関東地方整備局、東日本高速道路株式会社関東支社及び茨城県の職員から市長が委嘱する。

3 前項に掲げる者のほか、必要に応じて、まちづくり等に関し専門的知識又は経験を有する者を加えることができるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後最初に開かれる会議は、市長が招集し、委員長が互選されるまでの間市長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、非公開とする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報酬)

第8条 委員の報酬は、坂東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年坂東市条例第31号）の定めるところによる。

2 オブザーバーの報酬は、支給しない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、都市建設部都市整備課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和元年9月2日から施行する。